

九州大学未来人材育成奨学金運用細則

令和4年度九大細則第15号
制定：令和5年3月31日
最終改正：令和6年3月28日
(令和5年度九大細則第15号)

(趣旨)

第1条 民間企業（奨学資金の原資となる九州大学基金への寄附を行った民間企業をいう。以下同じ。）による九州大学基金への寄附に基づく奨学資金の運用については、この細則に定めるところによる。

(目的)

第2条 この奨学資金は、新たな社会をデザインする力と課題を解決する力を有しうる優秀な学生を支援し、教育研究活動を奨励することを目的とする。

(奨学金の名称)

第3条 この細則に基づき、九州大学基金から給付する奨学資金を九州大学未来人材育成奨学金（以下「奨学金」という。）と称する。

(運営委員会)

第4条 奨学金の運用に関し、必要な事項を審議するため運営委員会を置き、九州大学学生支援委員会をもって充てる。

(申請資格)

第5条 奨学金に申請する者（以下「申請者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本学の学部又は学府の正規学生
- (2) 学業が優秀である者
- (3) 日本語能力試験（N1）レベル程度以上の日本語でのコミュニケーションが可能な者

(採用人数)

第6条 奨学金を受ける者（以下「奨学生」という。）の採用人数は、毎年度、民間企業による九州大学基金への寄附に基づく奨学資金の総額により決定する。なお、民間企業による九州大学基金への寄附において、当該企業より用途の特定があった場合は、本奨学資金に特別枠を設定することがある。

(奨学金の給付の期間及び額)

第7条 奨学金を給付する期間は、1年間とする。

2 奨学金の給付額は、年額80万円とする。

(願書等の提出)

第8条 申請者は、次の各号に掲げる書類を学務部キャリア・奨学支援課に提出しなければならない。

- (1) 奨学生願書
- (2) 成績証明書（1年次の学部学生を除く。）

(奨学生の選考)

第9条 総長は、次の各号に掲げる者に、前条の規定により申請者から提出された書類に基づき、評価を行わせるものとする。なお、申請者が多数の場合は、必要に応じて、次の2号から5号の者による一次選考を行うこととする。

- (1) 民間企業の担当者
- (2) 総務部長
- (3) 学務部長
- (4) 総務部同窓生・基金課長
- (5) 学務部キャリア・奨学支援課長

(奨学生の決定)

第10条 総長は、前条により選考された者のうちから当該年度の採用人数と同数までを奨学生として決定し、当該奨学生に対しその旨を通知する。

2 過去に奨学生となったことのある学生について、再度奨学生として選考することを妨げないこ

ととする。

3 総長は、第1項の規定に基づき決定した奨学生を運営委員会に報告する。

(奨学金の給付)

第11条 奨学金は、一括して1年分を奨学生に給付する。

(他の奨学金との併用)

第12条 奨学生は、日本学生支援機構及び民間奨学団体等からの奨学金を受給する場合は、本奨学金との併給を妨げない。ただし、その奨学金が他の奨学金の受給を認めない場合は、いずれかの奨学金を辞退しなければならない。

2 奨学金と九州大学基金から支給される他の奨学金との併給は認められない。

(奨学生の義務)

第13条 奨学生は、年度末に開催される成果報告会において奨学金の使途及び学修成果に係る報告を行わなければならない。ただし、やむを得ない事由により成果報告会への参加が困難な場合は、活動報告書を総長に提出することをもって代えることができる。

2 奨学生は、本学が主催する民間企業との交流会等が開催される場合は、やむを得ない場合を除き参加しなければならない。

3 奨学生は、学籍異動、住所変更その他重要な事項について変更があるときは、直ちに学務部キャリア・奨学支援課に届け出なければならない。

(奨学金の給付の廃止)

第14条 総長は、奨学金の給付を行う年度の中途において、奨学生が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、第9条第2項及び第3項の規定に基づく奨学生の決定を取り消す。

(1) 奨学生の学業又は資質向上に関わらない事由により休学したとき

(2) 卒業、退学又は除籍により学籍を失ったとき

(3) 学業成績又は性行が奨学生として相応しくない状態になったとき

(4) 前条に定める奨学生の義務を履行しなかったとき

2 前項の場合において、既に奨学金の給付が行われているときは、奨学生に対し給付した奨学金の返還を求めることがある。

3 第1項の規定に基づき、奨学生の決定を取り消した場合は、当該年度における奨学生の追加補充は行わない。

(雑則)

第15条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は運営委員会が別に定める。

附 則

この細則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年度九大細則第15号)

この細則は、令和6年4月1日から施行する。